

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正に
ついて

このことについて、教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則を一部
改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和 6 年 3 月 26 日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)の
一部改正等に伴い、関係規定の所要の改正を行う必要があるからである。

「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則」 の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要・理由

普通免許状取得に必要な科目の単位の修得方法は、教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に規定されているが、その一部は、都道府県の教育委員会規則で定めている。

先般、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から改正されることに伴い、「教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和 30 年愛知県教育委員会規則第 1 号）」についても、所要の改正を行うもの等

【改正省令】

- ① 令和 4 年文部科学省令第 24 号（令和 4 年 7 月 28 日公布、令和 6 年 4 月 1 日施行）
- ② 令和 5 年文部科学省令第 31 号（令和 5 年 9 月 27 日公布、令和 6 年 4 月 1 日施行）

2 改正の内容

(1) 特別支援学校教諭免許状の取得に必要な科目の内容の改正

特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」に、自立活動に関する内容を含めるもの（知的障害者に関する教育には、そのカリキュラム・マネジメントも含む。）

【改正のイメージ】

障害の種類	追加内容
視覚障害者、聴覚障害者、 肢体不自由者、病弱者	①自立活動に関する内容
知的障害者	①自立活動に関する内容、②カリキュラム・マネジメント

(2) 中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状の取得に必要な「教科に関する専門的事項に関する科目」の見直し

教科専門の科目区分が多い教科（中学校「理科、技術、家庭」及び高等学校「理科、家庭、情報」）について、統合、削除又は整理を行うもの

【中学校(技術)の例】

現行	改正後	
①木材加工(製図及び実習を含む。)	➡	①材料加工(実習を含む。)
②金属加工(製図及び実習を含む。)		②機械・電気(実習を含む。)
③機械(実習を含む。)		③生物育成
④電気(実習を含む。)		④情報とコンピュータ
⑤栽培(実習を含む。)		
⑥情報とコンピュータ(実習を含む。)		

(3) 様式第 15

臨時免許状の様式に記載の字句の修正

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日（ただし、2 (3)は公布の日）

国の規則において、経過措置が定められており、施行日の前日までに修得した改正前の単位は、施行日後においても有効なものとして認められる。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会規則第一号

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の二イの表備考第一号中「**」及び**」を「**」（以下「心理等に関する科目」という。）及び**」に、「**」を**」を「**（自立活動に関する内容及び知的障害者に関する教育の領域にあつてはそのカリキュラム・マネジメントを含む。以下「教育課程等に関する科目」という。）を**」に改め、同表備考第二号中「**すべて**」を「**全て**」に、「**科目を**」を「**科目（その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含む。）を**」に改め、同条ロの表備考第二号中「**心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目**」及び「**心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目**」を「**心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目**」に改め、同表備考第三号中「**すべて**」を「**全て**」に、「**科目を**」を「**科目（その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含む。）を**」に改める。

第十条の三ホの表備考第二号中「**であつて在職年数が一年のときは物理学実験（コンピュータ活用を含む）、化学実験（コンピュータ活用を含む）、生物学実験（コンピュータ活用を含む）及び地学実験（コンピュータ活用を含む）（以下「物理学実験等」という。）のうち三科目についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは物理学実験等のうち二科目についてそれぞれ一単位**」を「**にあつては物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について一単位以上**」に、「**木材加工（製図及び実習を含む）、金属加工（製図及び実習を含む）及び栽培（実習を含む）（以下「木材加工等」という。）についてそれぞれ一単位**」を「**材料加工（実習を含む）及び生物育成（以下「材料加工等」という。）についてそれぞれ一単位以上**」に、「**木材加工等のうち二科目を「材料加工等」に改め、同条への表備考第二号中「であつて在職年数が一年のときは同号に掲げる情報**」を「**にあつては同号に掲げる情報**」に、「**情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む）**」を「**情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理**」に改め、「**在職年数が二年のときは当該科目についてそれぞれ一単位を**」及び「**家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む）、保育学（実習及び家庭看護を含む）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ一単位以上を**」を削る。

様式第十五中「**の教科**」を「**の教科・領域**」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、様式第十五の改正規定は、公布の日から施行する。

教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正新旧対照表

新

旧

第十条の二 免許法施行規則第十八条に規定する単位の修得方法は、次の

第十条の二 同上

イ及びロに掲げる場合の区分ごとに、イの表の第一欄及び第二欄並びにロの表の第一欄から第三欄までに掲げる単位を含めてそれぞれイの表の第三欄及びロの表の第四欄に掲げる単位を修得するものとする。

イ 特別支援学校教諭の一種免許状を取得する場合

イ 同上

	第一欄	第二欄	第三欄
特別支援教育領域に関する科目	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に特別支援教育領域を定める免許状を取得する場合	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	最低修得単位数
略			
備考	<p>一 第一欄に掲げる科目については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに定められた単位数を修得するものとし、その領域ごとに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」（以下「心理等に関する科目」という。）及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」（自立活動に関する内容及び知的障害者に関する教育の領域にあつてはそのカリキュラム・マネジメントを含む。以下「教育課程等に関する科目」という。）を含むものとする。</p> <p>二 第二欄に掲げる科目については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の全ての領域に関する科目（その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に</p>		

	第一欄	第二欄	第三欄
特別支援教育領域に関する科目	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に特別支援教育領域を定める免許状を取得する場合	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	最低修得単位数
略			
備考	<p>一 第一欄に掲げる科目については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに定められた単位数を修得するものとし、その領域ごとに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。</p> <p>二 第二欄に掲げる科目については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外のすべての領域に関する科目を含むものとする。</p>		

関する科目を含む。)を含むものとする。

ロ 特別支援学校教諭の二種免許状を取得する場合

略	第一欄	特別支援教育領域に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
	第二欄	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域を定める免許状を取得する場合	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域を定める免許状を取得する場合	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域を定める免許状を取得する場合
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の全ての領域に関する科目(その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含む。)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の全ての領域に関する科目(その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含む。)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の全ての領域に関する科目(その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含む。)
	第四欄			最低修得単位数

備考

一 略

二 第二欄に掲げる科目については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに定められた単位数を修得するものとし、その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含むものとする。

三 第三欄に掲げる科目については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の全ての領域に関する科目(その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含む。)

第十条の三 免許法施行規則第十八条の五に規定する単位の修得方法は、

次のイからへまでに掲げる場合の区分ごとに、イからへまでの表の第一

欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含め

ロ 同上

略	第一欄	特別支援教育領域に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
	第二欄	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域を定める免許状を取得する場合	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域を定める免許状を取得する場合	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域を定める免許状を取得する場合
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の全ての領域に関する科目(その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含む。)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の全ての領域に関する科目(その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含む。)	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の全ての領域に関する科目(その領域ごとに当該領域に関する心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目を含む。)
	第四欄			最低修得単位数

備考

一 略

二 第二欄に掲げる科目については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域ごとに定められた単位数を修得するものとし、その領域ごとに当該領域に関する「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」を含むものとする。

三 第三欄に掲げる科目については、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外のすべての領域に関する科目を含むものとする。

第十条の三 同上

て第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

イ、ニ 略

ホ 高等学校教諭の普通免許状を有する者が、中学校教諭の二種免許状
を取得する場合

<p>備考 略</p> <p>一 略</p> <p>二 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、国語の教科について の免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）に ついて一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社 会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一</p>	在職年数	第一欄
	各教科の指導に 関する目録	<p>第二欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目</p>
	道徳の指導 方法及び指 導	
	生徒の指導 方法及び指 導	
	教育相談 （相対的）に 基づく指導 の基礎的な 知識を含む 指導法及び 指導	
	進路指導 及びリキ教 育の指導法 及び指導	
	大が独自の 設定する目 録	第三欄
最低修得単 位数		

イ、ニ 略

ホ 同上

<p>備考 略</p> <p>一 略</p> <p>二 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、国語の教科について の免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）に ついて一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社 会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一</p>	在職年数	第一欄
	各教科の指導に 関する目録	<p>第二欄</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等 の指導法及び生徒指導、教育 相談等に関する科目</p>
	道徳の指導 方法及び指 導	
	生徒の指導 方法及び指 導	
	教育相談 （相対的）に 基づく指導 の基礎的な 知識を含む 指導法及び 指導	
	進路指導 及びリキ教 育の指導法 及び指導	
	大が独自の 設定する目 録	第三欄
最低修得単 位数		

年のときは「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」（以下「法律学等」という。）についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは法律学等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）（以下「日本史・外国史等」という。）についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは日本史・外国史等についてそれぞれ一単位を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験について一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは材料加工（実習を含む。）及び生物育成（以下「材料加工等」という。）についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは材料加工等についてそれぞれ一単位を修得するものとする。

へ 中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が、高等

学校教諭の一種免許状を取得する場合

第一欄	在職年数
第二欄	各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 教育相談（力） ウンセ進路指大学が独自に設定する最低修得単位数
第三欄	数

年のときは「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」（以下「法律学等」という。）についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは法律学等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）（以下「日本史・外国史等」という。）についてそれぞれ一単位以上を、在職年数が二年のときは日本史・外国史等についてそれぞれ一単位を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）（以下「物理学実験等」という。）のうち三科目についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは物理学実験等のうち二科目についてそれぞれ一単位を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合であつて在職年数が一年のときは木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）（以下「木材加工等」という。）についてそれぞれ一単位を、在職年数が二年のときは木材加工等のうち二科目についてそれぞれ一単位を修得するものとする。

へ 同上

第一欄	在職年数
第二欄	各教科の指導法に関する科目 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 教育相談（力） ウンセ進路指大学が独自に設定する最低修得単位数
第三欄	数

旧

様式第15 (第18条関係)

(学校・養護) (自立教科等) 助教臨時免許状

本籍地
氏名
年月日生

右の者に教員免許法、教員免許法施行法 第 4 条の定めるところにより (左記の科(種)について) (学校・養護) (自立教科等) 助教臨時免許状を授与する。

(記)

年月日 愛知県教育委員会 印

番号

(根拠規定)

(基礎資格)

(教習機関)

(卒業又は修了の年月日)

この免許状は、教員免許法第 9 条第 3 項の規定により授与した日から 3 年間有効において効力を生ずる。

備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

新

様式第15 (第18条関係)

(学校・養護) (自立教科等) 助教臨時免許状

本籍地
氏名
年月日生

右の者に教員免許法、教員免許法施行法 第 4 条の定めるところにより (左記の科(種)・種について) (学校・養護) (自立教科等) 助教臨時免許状を授与する。

(記)

年月日 愛知県教育委員会 印

番号

(根拠規定)

(基礎資格)

(教習機関)

(卒業又は修了の年月日)

この免許状は、教員免許法第 9 条第 3 項の規定により授与した日から 3 年間有効において効力を生ずる。

備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。